

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通 関		第6章 通 関	
第1節の2 輸出申告の特例		第1節の2 輸出申告の特例	
(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)	
70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)		70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)	
別表第1		別表第1	
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名
イ. (省略)			イ. (同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ト) (省略)		特定第一種水産動植物等を輸出する場合 ( <u>あわび又はなまこ</u> (その加工品を含む。) であって、個人用の場合、無償サンプルに該当する場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。) 「適法漁獲等証明書」又はその写し	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ト) (同左)
(ハ) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)	(省略)		(ハ) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)
ハ. (省略)			ハ. (同左)
別表第2 (省略)		別表第2 (同左)	